

# 時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報

明

明治二十五年十月二十九日

白帝集

貿易  
年報

三千四百八十七號  
治廿五年十月三十日 日曜日  
壬辰九月十日 (乙未)  
自山子南六時三分  
月入牛後酉時四十七分  
入午後一時五十二分  
謂午後十一時二十四分

ナ取扱フ  
明治二十五年十月二十九日  
遞信大臣伯爵黒田清隆  
○警視廳告示第十一號  
芝原二本榎西町高輪南町ニ於テ本月二十日以來牛糞發  
生傳播ノ兆候有之ニ付二本榎西町二本榎一町目同二町  
目白金猿町白金今里町白金丹波町一圓高輪南町ノ内四

## ○京都工 覽會の開

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告わり其代價遞送料廣告料は左の如し  
一枚二錢〇一月前金三錢〇三月前金一圓五十錢〇六箇月前金三  
圓〇一年前金五圓〇月曜休刊  
○時事新報社ヨリ直送ニ郵送ルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三回ノ

一	行	五	號	活	字	廿	四	字	結		
一	行	二	付	十	三	錢	十一	錢	十	五	兩
一	日	里	一	日	以	上	一	日	以	上	
六	日	也	六	日	也	七	日	也	七	日	也
時	新	朝	廣	吉	新	朝	廣	吉	新	朝	廣

より各社同一の記事

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せども雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信する方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんとを請ふ

政黨の運動は錢を要するものなり政務の調査と云ひ地  
方の遊説と云ひ何れも然らざるなきは申す迄もなく黨  
略上の運轉駆引に至りては人知れずに費すみども多く  
其運動によく活潑なれば隨て費用もいよ／＼大なら  
ざると得す即ち政黨に運動費の必要なる所以なればも  
政府の機密費も亦みれに異ならず例へば地方の政況民  
情の如き當該の有司よりして夫れ／＼の具申報告もあ  
る可しと雖も是れは表面の沙汰にして改機の局に當り  
て精密に事を處するには裡面の詮索も必要にして内々  
に調査し内々に探訪せしむるみどもある可し對議會の  
策の如き殊に表裏の手段を要するものにして議員の去  
就向背を視察し又は世論を導て人氣を取るが如き何れ  
も必要の手段なる可し殊に外交政策に至りては裡面  
の駆引最も大切なり條約改正と云ひ又は東洋問題と云  
ひ其機運全く熟していよ／＼表面の事實に現はる迄  
の間は何れも當局機密の仕事にして其間に要する苦心  
盡力は尋常のものに非ず凡と右の如き種類のものは政  
府の當局に欠く可らざるのみが多々ます／＼  
多きと雖も必ず他に經費の如く盤算に於て説明す  
ることを得べからず如何となれば之を説明して其用途を  
分明ならむれば機密の機密たる効用を失して得る所  
なきに終る可ければなり機密費の性質比斯くの如きも  
のにして其政府に欠く可らざるは政黨に運動費の欠く  
車の懸念を意とせざれば格別なれども若しも然らずし  
て内外の急務に政府の分を難さんとするときは其手段  
の活潑なれば活潑なるほど益々機密費の必要を感じさせ  
るを以て今日の政治に百姓の制度全備すと云ふと雖も

○遞信省告示第二百六十號  
但馬國山石郵便電信局ニ於テ來十一月一日ヨリ歐文電報及歐字又ハ亞刺比亞數字ヲ記入タル和文電報モ之  
上總國千葉郡譽田郵便局 下總國東葛飾郡鎌ヶ谷郵便局 上總國望洋郡濱野郵便局  
下總國香取郡伊能郵便局 下總國下埴生郡三里塙郵便局  
肥前國南松浦郡奈留崎郵便局  
明治二十五年十月二十九日  
遞信大臣伯爵黒田清謹

○遞信省告示第百五十七號  
自今英領殖民地「タスマニア」ト水液脂肪類見本ノ交換  
ナナサス

明治二十五年十月二十九日

○遞信省告示第二百五十八號  
遞信大臣伯爵黒田清隆  
來十一月十六日ヨリ左ノ各局ニ於テ郵便貯金事務ヲ取  
扱ハシム

明治二十五年十月二十九日

遞信大臣伯爵黒田清隆

する程の次第なりと云へば是れも到底頗る可らざる事なるが如しに目前に爲す可き仕事は甚だ多くして之に要する器用の出處なしとあれば何事も餘儀なく思ひ止まるの外はある可らず機密費空乏の風説果して事實ならんにければ我輩は餘所ながら政府の爲めに其困難を察し入るものなり

も又は進取の方向を決するも愈々政策を一定して之を事實に行はんとするには當局者の方寸に出でゝ人に知らしめざる虚々實々の手段は決して尋常一様のものに非ず數年前の有様ならんには政府の筋に其時なきにせよ所謂紳士紳商の輩などの中には自から進んで御用を勤むるものもありしならんれども今日の世情は全く別にして假令ひ他より促さるゝも斷然ふれを謝招

聞く所で據れば明治政府には豫算上の定額外に機密費に屬するの費額を備へて年來の使用に乏しさを告げたりしが前内閣のとき政治上に種々の事端多かりしが爲めに費したる所少なからざる其上に本年の臨時總選舉に際して大に支出の要を感し殆んど臺帳を叩て之に注ぎたるも尙ほ足らずして他より借入れ或是一種微妙の節より供給を仰きたるなどの風聞さへもありし程の次第なれども今は其供給の道も全く鎖されたる由なれば豫算の定額を外にして機密費と名づく可きものは皆無の姿なりと云ふ政府の内情は我輩の知らざる所なれども若しも果して去る事實もあらんには當局の困難なせざるを得ず現に政府の爲す可き仕事は甚だ多く第一に對議會の策は如何す可きや或は現政府の方針は所謂超然主義にして議會の向背なしに掛念して種々の手段を講じるが如きは肩よしとせざる所なりと云はんか目下に差掛けたる外交問題の始末は如何、専ら平和を旨とする

（西暦一千八百九十二年）

# 大干

月山以後一時五十二分  
講和十一時二十四分

第三千四百八十七號  
明治廿五年十月三十日 日曜日  
舊曆壬辰九月十日  
山前六時三分  
(乙未)

九四四十七銭餘より九四六十三銭餘の相場なり  
○甲武鐵道延長線路許可の決議過日は本紙に記載せし如く東京市區改正委員中三四の人は去る二十三日甲武鐵道會社の技術を伴ひ實地を検査したる末遂に差支なき旨委員會へ報道しなれば一昨日開會の委員會に於て設計上に一二の修正を加へ認に許可して差支なしとの決議を爲しその旨内務大臣へ稟議したる由なれば同會社三崎町線路敷設の本免狀を不附せらるゝも遠からざるべしと云ふ

國中  
上  
九志九片乃至十二志  
九志三片乃至十志  
六志六片乃至八志  
六志乃至六志六片  
七志七片半乃至七志十片半  
七志七片半乃至七志九片  
七志六片乃至七志七片半  
同子フランジー  
同バセーヌ  
ベンゴール下  
類句ラングレー

右は歐洲の各港に輸入せるものにして其消費區域は歐洲諸國に亘るものなり近時歐洲に於ける米穀の消費力は俄に増加したりと云ふも八ヶ月間の輸入高僅かに六百餘萬石に過ぎず尙ほ將來需要の増進すべき餘地あるを見るべし又右報告發送の當時即ち去月二十日頃倫敦の米穀相場は一本(凡て三斗五升)に付左の如し

種類		歐洲著頃		東洋著頃		合計	
繩句ラングン	二四九、五九二	五九、四五五	三〇九、〇一七				
同バケーン	七二、三九七	二二、七二八	九四、一二五				
同テキアブ	一一三、一六六	一一、四五五	一三四六、一				
圓ムールメイン	六五、〇六六	八、四五五	七三、一〇一				
印度ベンゴール	八一、六八九	五二五	八二、二一四				
日本	四一、三二一	五〇〇	四一、八一				
柴楳	七九、〇三七	五五、四〇五	一三四、四四二				
通鑑	一一、三六二	一一、三六二	一一、三六二				

○倫敦の米穀市況 去る九月二十一日附と以て倫敦社  
在の大越領事より同地の米穀市況を報告したるものを見るに云く

當府米穀取引は引渡不活潑の爲にして相場上先づ運動なく、愈米なるヲシグレーン商引一本丸づ三斗五分六寸附きセ志七片半より七志十片半、牛間で販賣せり。日本米は決て其需要を失ひてゐる。あらざれども、區域内に於ける市價未だ下落せらずして投機販賣のため依然高値を維持せる。ため輸入するも到底引合はざるを以て此三四箇月間に市場に上りたる高極で少量なり。昨年九月一日まで本邦より輸入及び就海中の米量八萬三千五百噸餘なり。が本年同時期には殆ど其半高に減縮一四萬千八百十一噸に過ぎず。又相場の如きも昨年の當時には本邦米一本に附き十一志九斤の高價を保てり。惟も目下九志六斤乃至十志ならへては取引之なし。尤も相場の高騰を除き、現り日本米本邦に於ける高値を維持する。一般に下落せず。影響を蒙りたるに相違なし。と雖も本邦に於ける同品の相場は決て當府へ差額がざるを證するに足るべ。如何となれば本邦米高價なれば其供給を仰がす。而して他國米を以て其需要に應ずればなり。

本年一月より本年一月末まで凡う八箇月間に東洋諸國より歐洲へ輸入及び回漕中の米量總額に於て昨年と差へたる増減なし。惟も本邦米の半高に減ったる代に本年に於て著しき増加を示したるは幾株米にて昨年と一萬三千八百噸に過ぎざり。もの本年は殆ど十倍以上一十三萬四千四百四十二噸の額に達せり。

而して世界各米產地より歐洲に向て輸送せる總高は十八萬一千五十二噸即ち六百十六萬七千三百六十四石。

警視監告示第十一號  
芝區二本榎西町高輪南町ニ於テ本日二十日以來牛糞發  
生傳播ノ兆候有之ニ付二本榎西町二本榎一町目同二町  
目白金猿町白金今里町白金丹波町一圓高輪南町ノ内四  
十六番地ヨリ五十九番地迄及ヒ荏原郡大崎村ノ一部ナ  
創・牛ノ出入往來ヲ禁止ス  
明治二十五年十月二十九日  
警視總監國田安賢

ナ取扱フ  
明治二十五年十月二十九日  
遞信大臣伯爵黒田清隆